

川崎市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 6 号

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表等々力陸上競技場整備基金の項中「等々力陸上競技場整備基金」を「等々力緑地施設整備事業基金」に、「等々力陸上競技場整備」を「等々力緑地の球技専用スタジアムその他施設の整備事業」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。